

町農業経営支援交付金の交付申請について

(趣旨)

町では、コロナ禍や円安等の影響を受け、原油や肥料など農業資材の高騰により、農業経営の厳しさが増しているため、経営の存続にむけて次のとおり交付金を交付します。

対象者には、申請書を送付（9月中旬頃）いたしますので、内容を確認のうえお早めに申請してください。



1 対象者

次のいずれかに該当する方や団体・法人が対象となります。

- (1) 町内で肉用牛、乳用牛を飼育し、町内に住所を有する個人または町内に事業所を有する団体（法人を含む）
- (2) 町の水田台帳に登録されている農業者で水稻実施計画書兼営農計画書に基づき農作物を生産している個人または団体（法人含む）
- (3) 町内の畑で農作物を生産し、町内に住所を有する個人または町内に事業所を有する団体（法人を含む）

2 交付金の額

別表のとおり

※飼養頭数に対する金額と作付面積に対する金額の合計額を交付します。

ただし、交付金の合計額が千円未満の場合は交付されません。

3 申請に必要な書類

- (1) 金ヶ崎町農業経営支援交付金交付申請書（様式第1号）
- (2) 預金通帳の写し
- (3) 畑で農作物を生産している方は、農業委員会が発行する耕作証明書

4 申請受付期限 令和4年12月28日（水）まで

5 問い合わせ・申請先 役場農林課 農政係 電話 0197-42-2111（内線 2211）

